

土庄町公告第 12 号

公募型プロポーザル方式による手続きを行うため、次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 4 日

土庄町長 岡野能之

令和 8 年度土庄町デジタル道路台帳整備業務委託 実施要領

本実施要領は、令和 8 年度土庄町デジタル道路台帳整備業務委託（以下、「本業務」という。）の受注者を公募型企画競争入札方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

1. 業務の目的

本業務は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 28 条に基づき調製及び保管している道路台帳をデジタル化し、別途構築を予定している公開型地理空間情報システムとの連携を行うことで、地域住民等へのサービスの向上を図るものとする。

2. 業務内容

別紙「令和 8 年度土庄町デジタル道路台帳整備業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

3. 提案限度額

32,417 千円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 選定方法

令和 8 年度土庄町デジタル道路台帳整備業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、企画提案書等の内容を審査し、事業者を選定する。

6. 参加資格

参加者は、基準日（令和 8 年 6 月 4 日（木））において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 単独企業であること。
- (2) 土庄町測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿において、次の業種名で登録されている者であること。
業種名：測量業務
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (4) 国税及び地方税（県・町）のいずれも滞納していない者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (7) 土庄町建設工事指名停止等措置要領による指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。また、役員が同法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (9) 香川県内に測量法第 55 条に規定されている本社（本店）、支店、営業所等の事業所を有し、かつ契約拠点として登録されていること。
- (10) JISQ9001（QMS：品質マネジメントシステム）の認証を有していること。
- (11) JISQ27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）及び JISQ15001（個人情報マネジメントシステム：プライバシーマーク）の認証を有していること。
- (12) 平成 28 年 4 月 1 日から公告の日の前日までに業務が完成し、引渡し完了した道路台帳電子化業務の実績を有すること。

7. 配置予定技術者の要件

受注者は、次に掲げる要件を満たす管理技術者を配置するものとする。

- ① 測量士の資格を有する者
- ② 平成 28 年 4 月 1 日から公告の日の前日までに業務が完成し、引渡し完了した道路台帳電子化業務の実績を有する者

8. 実施スケジュール (予定)

内 容	日 時
本提案公募の公表	令和8年6月4日(木)
参加表明書等の提出期間	令和8年6月4日(木)～6月16日(火) 17時まで
参加資格審査結果の通知	令和8年6月18日(木) 午後 メールにて通知する。
提案公募に関する質問受付期間	令和8年6月4日(木)～6月10日(水) 17時まで
質問に対する回答の公表日	令和8年6月15日(月) 土庄町HPにて公開
企画提案書等の提出期間	令和8年6月19日(金)～25日(木) 17時まで
提案内容審査・ヒアリング	令和8年6月30日(火)
事業者の決定及び選定結果の通知	令和8年7月3日(金)
契約の締結	令和8年7月7日(火)

※選定スケジュールについては、変更となる場合がございます。

9. 事務局

土庄町建設課 担当：川口、上村

所在地：〒761-4192 香川県小豆郡土庄町淵崎甲 1400 番地 2

電 話：0879-62-7006

F A X：0879-62-2400

メール：kensui@town.tonosho.lg.jp

10. 提案公募関係資料の交付

(1) 交付資料

- ア 実施要領（本資料）
- イ 仕様書
- ウ 申請関係様式
 - ・参加表明書（様式第1号）
 - ・会社概要書（様式第2号）
 - ・業務実績書（様式第3号）
 - ・配置予定技術者経歴及び実績書（様式第4号）
 - ・誓約書（様式第5号）
 - ・質問書（様式第6号）
 - ・辞退届（様式第7号）
 - ・企画提案書類提出届（様式第8号）
 - ・見積書（様式第9号）
- エ 評価票

(2) 交付方法

土庄町ホームページ上からのダウンロードによる。

【掲載URL】 <https://www.town.tonosho.kagawa.jp/gyosei/kensetsu/4083.html>

11. 参加表明書の提出等

(1) 提出方法

本実施要領に基づく企画提案書の提出を希望する者は、事務局宛に持参又は郵送、若しくはメールにて提出すること。

(2) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
 - ※6の（10）及び（11）の参加資格を満たしていることを確認できる書類を添付すること。
- ウ 業務実績書（様式第3号）
 - ※6の（12）の要件を満たしていることを確認できる書類を添付すること。
- エ 配置予定技術者経歴及び実績書（様式第4号）
 - ※7の要件を満たしていることを確認できる書類を添付すること。
- オ 誓約書（様式第5号）
- カ 国税及び地方税（県・町）に滞納がないことを証明するもの（納税証明書等）

(3) 提出部数

1部

(4) 受付期間

令和8年6月4日（木）～6月16日（火）17時まで

(5) 参加資格の確認

参加表明書提出者には、令和8年6月18日（木）午後（時間未定）に担当者連絡先のメールアドレス宛に参加資格の有無について通知する。

12. 提案等に関する質問

(1) 提出方法

本実施要領に基づく企画提案に関する質問がある場合は、質問書（様式第6号）を用いて事務局のメールアドレス宛に送付すること。

(2) 受付期間

令和8年6月4日（木）～6月10日（水）17時まで

(3) 質問への回答

質問受付期間終了後、質問内容及びこれに対する回答の全件を令和8年6月15日（月）から企画提案書等の提出期限までの間、10の（2）に示すURL先にて公開する。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

なお、質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、企画提案書を提出すること。

1 3. 企画提案書の提出

(1) 提出方法

参加資格があると認められた者（以下、「企画提案者」という。）は事務局宛に企画提案書類を持参又は郵送にて提出すること。

(2) 提出書類

提出書類一式	
企画提案書提出届	様式第8号
企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 4 版の任意様式 ※A 3 折込み可 ・ 表紙、目次を除き、縦型、左綴じで片面印刷 1 0 枚以内とする。 ・ 文字サイズは注記等を除き 10.5 ポイント以上とする。 ・ ページ番号を附番すること。 ・ 本業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 業務実施方針 (イ) 業務実施体制 (ウ) 業務実施工程（スケジュール） (エ) その他提案 ・ 提案にあたっては、文章を補完するために必要な図、イラスト、写真等を掲載する等、可能な限り審査員がイメージしやすいように工夫すること。 ・ 専門用語等については、必要に応じて解説や用語集等を付ける等、専門知識がなくても理解し易いよう工夫すること。 ・ 契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。（加点対象）
見積書	様式第9号 <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書への押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とする。押印の無い見積書を提出する場合は、見積書の記載欄に、責任者（事務を担当する部門の長）の部署名及び氏名並びに担当者（事務を担当する部門の者）の部署名及び氏名をフルネームで記載し、連絡先として電話番号を記載する。なお、この記載がなく、押印もない場合は無効となる。また、押印の有無に関わらず、いずれの方法であっても金額の訂正は認められない。
見積内訳書	任意様式

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 5 部

(4) 受付期間

令和 8 年 6 月 1 9 日（金）～ 6 月 2 5 日（木） 1 7 時まで

(5) その他

ア 企画提案は、1 者につき 1 提案に限り、複数の提案があった場合には当該提案者の企画提案をすべて失格とする。（提出後はいかなる理由があっても再提出は認めない。）

イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

ウ 企画内容は、提案者が確実に実施できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

エ 企画提案書等には、提案者が特定できないよう、企業名等を記載しないこと。

1 4. 応募の辞退

1 1 の参加表明書の提出以降、プレゼンテーションの実施前日まで随時応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、令和 8 年 6 月 2 9 日（月）までに、辞退届（様式第 7 号）を持参又は郵送、若しくはメールにより提出すること。

1 5. 審査・ヒアリング

審査委員会は、提出された企画提案書の提案内容について、ヒアリング（提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答）を行い、1 6 に掲げる選定評価基準及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。なお、提案公募参加者が 1 者のみであっても、評価対象とする。

(1) 実施日

令和 8 年 6 月 3 0 日（火） 予定

時間帯等については、企画提案者に後日通知します。

(2) 場所

土庄町役場

詳細については、後日通知します。

(3) 方法

プレゼンテーション及びヒアリングにより実施します。

(4) 時間配分

プレゼンテーション 2 0 分、質疑応答 1 0 分

(5) その他

参加者が 1 者の場合においても審査を実施する。

審査順序は、参加表明書の受付順とする。

1 6. 選定評価基準

企画提案書等の審査における選定基準は、以下のとおりとする。

大項目	評価項目	評価視点	配点	
1	業務遂行能力 (50点)	会社概要・業務実績	・業務遂行に係わる企業の概要及び実績について評価する。	10点
		配置予定技術者	・業務遂行に有益な資格及び実績について評価する。	40点
2	業務提案内容 (110点)	実施方針、実施体制	・業務の目的等を十分に理解し、必要な実施体制が取られているか評価する。	20点
		業務工程	・業務を実施するにあたり、適切かつ工夫がなされた工程となっているか評価する。	30点
		企画提案	・より良い成果物を作成するための提案について評価する。 ・発注者による成果物の継続的な維持管理、利活用に資する工夫について評価する。	60点
3	見積金額 (20点)	・妥当性のある見積金額か評価する	20点	
4	プレゼンテーション及び質疑応答 (20点)	・プレゼンテーションの内容を総合的に評価する。	20点	
			合計	200点

1 7. 事業者の選定及び結果の通知

(1) 事業者の選定

上記の評価基準等に沿って審査、評価し、総得点の6割以上を獲得した事業者の中から最高得点の事業者を優先交渉権者として選定する。なお、評価値が同点で優先交渉事業者が2者以上となった場合は、16の選定評価基準における評価項目「企画提案」の評価値が最も高かった者を優先交渉事業者として選定する。また、この評価項目における評価値が同点となった場合は、企画提案、プレゼンテーションの項目の評価値を踏まえ、審査委員による多数決で決定するものとする。また、次点者についても同様とする。

(2) 通知

選定結果については、令和8年7月3日（金）までにプレゼンテーション審査参加者全員にメールで通知し、追って文書にて送付するものとする。

(3) 参加表明者及び企画提案者が1者のみの場合においても、審査において最高総得点の6割以上を獲得した場合に、当該企画提案者を優先交渉権者とする。

(4) 選定にあたっての留意事項

応募者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その者を選定の対象から外し、若

しくは選定を取り消し、選定結果が次点のものから順に繰り上げて契約交渉の相手とする。

- ア 選定手続き業務に従事する職員又は関係者に対し、本件提案について不正に接触する行為、その他公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
- イ 本件提案について不正な利益を得るために連合した場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ その他選定の手続きにおいて不正な行為が認められた場合
- オ 参加資格を満たしていないことが判明した場合
- カ 契約の締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合
- キ 参加者による業務執行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ク 著しく社会的信用を損なう行為等により、参加者が受託者として業務を行うことについてふさわしくないと認めた場合
- ケ 契約締結日までに指名停止となった場合

18. 契約の手続き

17により決定した優先交渉権者は、業務内容や契約内容について委託者と協議し、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

また、第一契約候補者について応募資格を満たさないことが判明した場合又はその他の事由により契約締結が不可能となった場合には、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

19. その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び国際単位系（SI）による。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者の選定及び企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (5) 提出された企画提案書のうち、特定された企画提案書は、特定後、一定の期間、評価結果とともに公開することがある。なお、特定されなかった企画提案書についても公開することがある。非公開を求める場合は、その旨を企画提案書に記載すること。この場合、企画提案書は公開しないが、「非公開を希望した旨」を公開する。ただし、公正性、透明性、客観性を期する必要がある場合はこの限りではない。
- (6) 企画提案書作成のために町から受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。